

地域から見た環境保険の研究

—我が国における損害保険業界を中心として—

八頭司彰久*

A Study on Environmental Insurance from the Viewpoint of Region —With Special Reference to Non-life Insurance Industry in Japan—

Akihisa YATOUJI

ABSTRACT

Traditionally, environmental insurance has not been actively sold, as it has not been welcome either on the demand side (corporations) or on the supply side (non-life insurance companies). Environmental impairment liability insurance, which is the original form of environmental insurance, includes compensation to victims and clean-up costs that a company must pay if found to be responsible for environmental impairment.

This type of insurance secures compensatory payments by corporations, helping to quickly clean up a contaminated environment and provide relief to victims. Moreover, preliminary studies conducted by insurance companies before providing such insurance resemble strict environmental assessments.

In these respects, this type of insurance is beneficial in strengthening corporate responsibility toward environmental conservation. In the present study, we examined the results of questionnaire surveys and hearings with non-life insurance companies and conducted various analyses.

Key Words : Environmental Insurance, Non-Life Insurance Company, Questionnaire Survey, Hearing Survey

[大阪経済法科大学地域総合研究所紀要創刊号] [Regional Research Institute (RRI), Osaka University of Economics and Law, Vol.1(2009), 91-107 pp]

* (株)ヤトウジ保険センター代表取締役社長・大阪経済法科大学客員研究員

1. はじめに

環境保険は、今まで、データも少なく、需要側の企業も供給側の損害保険会社ともに歓迎されない、いわば招からざる客であって、極めて消極的な販売姿勢がとられてきた。元祖環境保険である環境汚染賠償責任保険は、一度、環境汚染事故が発生した場合、企業が被害者に対して支払うであろう賠償金や浄化費用を補償する保険制度である。この保険は、企業の賠償金を確保し、環境汚染の早期浄化と被害者の救済に寄与するだけでなく、引き受け時における事前調査には、厳しい環境監査としての側面も認められ、事前対策、事中対策、事後対策の機能を有していることからも企業の環境保全機能を有する有益な制度と評価することができる。そこで、本稿において、我が国における環境保険を調査・研究するにあたり、先述のようにデータや情報の少ない中、損害保険各社によるアンケート調査や聞き取り調査を行うことで、より多角的な立場より実証的に分析する。

2. 日本損害保険協会による調査

調査の目的は、環境問題における損害保険各社の取り組み状況の把握および1995年、2000年、2004年、2005年、2006年の「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」をフォローアップするため調査を実施している。対象会社数と調査期間は、Table.1通りである。

Table.1. 協会会員会社全社および協会が対象。A member company of the association, company-wide and association is intended.

調査回数 (回)	第1回	第6回	第10回	第11回	第12回	筆者の 調査期間
調査期間 (西暦年度)	1995年2月	2000年7月	2004年6月9日 ～7月15日	2005年6月9日 ～7月15日	2006年6月9日 ～7月15日	2007年6月9日 ～7月15日
対象企業(社)	26	36	24	23	23	9

調査の項目は、1.環境に関する全社的な経営方針、2.環境問題に取り組むための専門部署、3.環境問題に取り組むための特別の委員会、4.環境問題への対応商品の販売、5.保険以外の金融商品・サービスでの環境問題への対応、6.リスクマネジメントサービスの一環としての環境問題への取り組みなどの損害保険業を通じた取り組みである。

2.1. 損害保険業を通じた取り組み

2.1.1. 環境に関する全社的な経営方針

環境方針を定め、行動指針・倫理規定に盛り込むなど様々であるが、約6割の会社が全社的な環境方針を定めている。経営方針ありは23から61%の範囲であり、経営方針なしは39から77%の範囲である（Fig.1）。すなわち、経営方針ありは1995年度から2006年度までは漸次に増大の傾向である。経営方針なしは、経営方針ありとは逆に漸次に減少の傾向である。

2.1.2. 環境問題に取り組むための専門部署

専門部署ありは15から26%の範囲であり、専門部署なしは74から85%の範囲である（Fig.2）。すなわち、専門部署ありは1995年度から2005年度までは漸次に増大の傾向であり、それからは減少の傾向である。専門部署なしは、専門部署ありとは逆に漸次に減少の傾向である。ここでは、2000年度は合併前で会社数が多いため割合が低くでている。

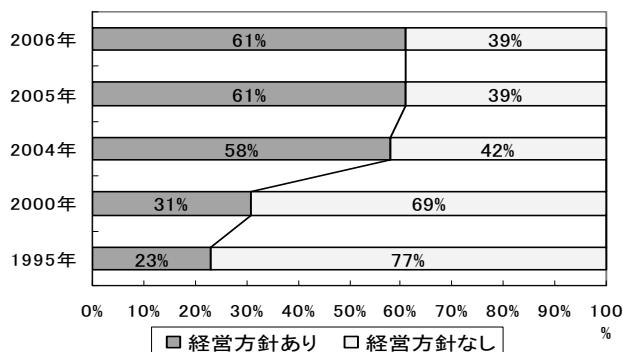


Fig.1. 環境に関する全社的な経営方針。
A company-wide business policy with
the environment

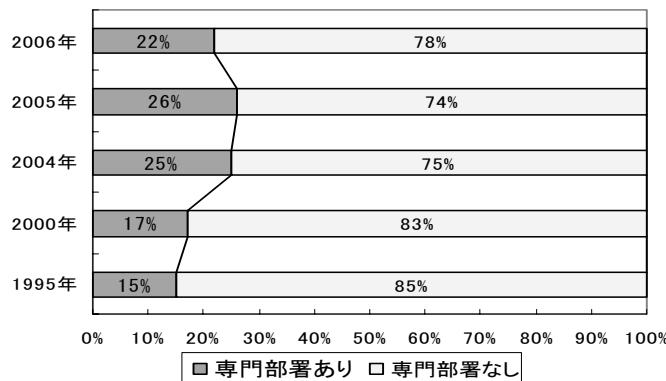


Fig.2. 環境問題に取り組むための専門部署。
A professional department to address the
environmental issue

2.1.3. 環境問題に取り組むための特別委員会

委員会ありは12から30%の範囲であり、委員会なしは70から88%の範囲である (Fig.3)。すなわち、委員会ありは1995年度から2000年まで急に増大し、2000年から2006年度までは漸次に増大の傾向である。委員会なしは、委員会ありとは逆に漸次に減少の傾向である。ここでは、環境問題に取り組むための特別委員会の設置については変化が見られない。

2.1.4. 環境問題への対応商品としての販売

対応商品販売ありは36から48%の範囲であり、商品販売なしは52から64%の範囲である (Fig.4)。すなわち、対応商品販売ありは1995年度から2006年度までは漸次に増大の傾向である。対応商品販売なしは、対応商品販売ありとは逆に漸次に減少の傾向である。環境に配慮した商品は増加傾向にある。具体的な商品は、エコカー割引、土壤汚染に関する保険などである。

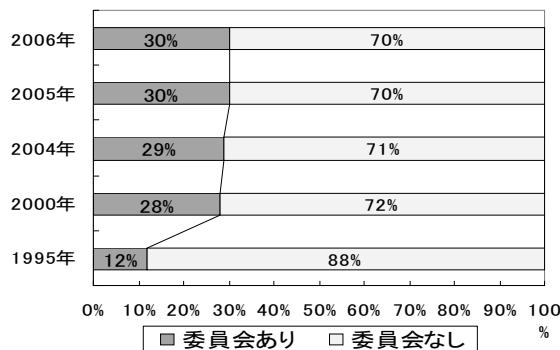


Fig.3. 環境問題に取り組むための特別委員会。A special committee to address the environmental issue

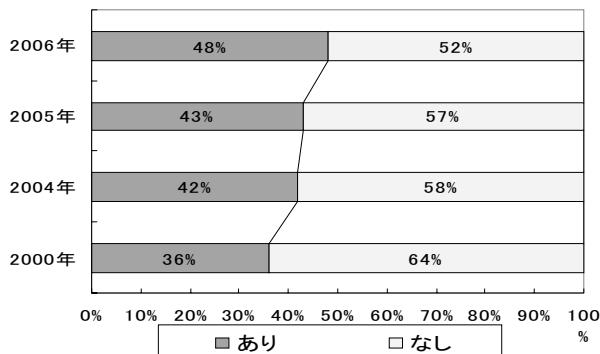


Fig.4. 環境問題への対応商品としての販売。A sale as correspondence commodities to the environmental issue

2.1.5. 保険以外の金融商品・サービス全般での環境問題への対応

環境問題への対応ありは8から26%の範囲であり、環境問題への対応なしは74から92%の範囲である (Fig.5.)。すなわち、環境問題への対応ありは2000年度から2004年度までに急に増大し、2004年度から2006年度までは僅かに増大している。環境問題への対応なしは、環境問題への対応ありとは逆傾向である。具体的には、リサイクル部品キャンペーンや、環境に関するコンサルタントサービスなどがある。

2.1.6. リスクマネジメントサービスの一環として環境問題への取り組み

取り組んでいるは31から39%の範囲であり、取り組んでいないは61から69%の範囲である(Fig.6.)。すなわち、取り組んでいるは2000年度から2006年度までは漸次に増大の傾向である。取り組んでいないは、取り組んでいるとは逆に漸次に減少の傾向である。リスクマネジメントの具体的な内容は、情報誌の発行、セミナーの開催、コンサルティングの実施などである。

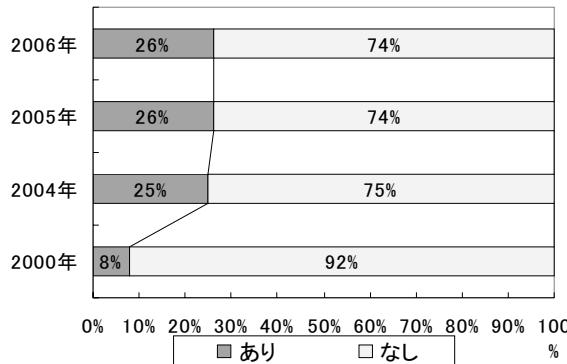


Fig.5. 保険以外の金融商品・サービス全般での環境問題への対応。The correspondence to the environmental issue whole field of service except for insurance

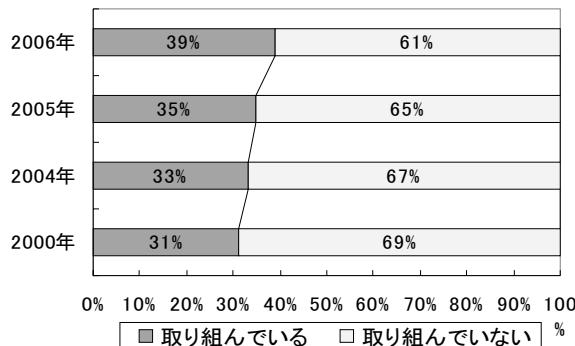


Fig.6. リスクマネジメントサービスの一環としての環境問題への取り組み。The correspondence to the environmental and financial commodities and the issue as a part of the risk management service

3. 筆者による聞き取り調査

筆者は日本損害保険協会加盟の主たる会社に聞き取り調査を試みた。環境保険を何らかの形で取り扱っている（全く関心・興味もない会社も少し含めて）主要な会社9社〔旧損害保険上場14社と外資系1社（合併後は8社と外資系1社）〕について調査を試みた。前述しているが、日本損害保険協会加盟社は23社であり、平成19年3月末の元受正味保険料のマーケットシェアは、8,529.291百万円であり、そのうち、ここに上げる8社の元受正味保険料は、7,995.018百万円であり、全体の93.74%となる。また、残り1社は、日本損害保険協会には加盟していない外国損害保険協会に加盟するD社である。D社は、外国損害保険協会加盟21社中、一番、大きなマーケットシェアで、元受正味保険料にして、262,328百万円の規模を誇っている。我が国の保険マーケットにおいて、ノンマリン分野である一つの保険に特化した会社は見つからず、そのため、この9社のアンケート調査によって、我が国の環境保険の現状分析が可能になると考察される。先ず、『リスク学事典』（2000）の環境保険の定義を紹介する。加藤和彦は「環境保険は施設から生じた環境汚染に起因する賠償責任を担保することをその目的として開発された。本保険は賠償責任保険の一種ではあるが、従前から存在している一般の賠償責任保険が保持している保険の特性である不測かつ突発性のある事故を填補するという原則に加えて、徐々に発症した環境汚染事故に対して法律上生じた賠償責任を填補するという画期的な保険である」（p. 208.）環境保険の解釈には様々な解釈があるが、筆者は、次の二条件を満たすものと考察する。

3.1. 狹義の環境保険（損害賠償責任保険）であること

汚染者負担の原則からすると加害者が加入する保険である。いわゆる、損害賠償責任保険といわれるものである。被害者が加入し、もしもの時に保険会社から一定の給付を得るものは、元来の環境保険とはいえない。たとえば、環境損害が発生した場合、一部、火災保険や、自動車保険、健康保険で補償できるものもあるが、被害者が自ら保険料を負担して、自ら身を守ることは汚染者負担の原則に反するため、環境保険には含まれないと考察する。元来の汚染者負担の原則からすると汚染を起こした加害企業に当たる企業が自ら保険に加入することによって、自ら身を守ることが自由主義経済での企業のあり方であろう。すなわち、筆者は、元来の環境保険は狭義の環境保険ということにする。そして、元来は環境保険とはいえない保険を一部、広義の環境保険と名づけよう。

3.2. 非突発的かつ漸進的な損害を担保すること

従来の一般的な賠償責任保険は、偶然な事故により法律的な損害賠償責任を負担することによっ

て被る損害に対して保険金を支払う保険である。一般の賠償責任保険に加入しておけば、突発的な環境損害は担保できるわけである。しかし、環境損害というものは、ほとんどが非突発的かつ漸進的なものである。したがって、このように非突発的かつ漸進的な損害を担保することが環境保険の重要な条件となる。

環境保険をつける、付保もリスク克服の一方策である。保険はそれを必要とするものが保険料を支払い、損害発生の場合、保険会社は一定の給付を提供する。保険購入者にとって、保険とは資金不足や被保険者自身の契約条件の違反のために保険会社がクレームを支払わない場合、純粋危険に取り替えることによって一定期間にわたる損害実績を平均化させる手段である。被保険者にとっての純粋危険は、保険会社にとって投機的危険となる側面をもっている。環境保険の場合、特に保険会社には気になる側面であろう。

前述したように、一般の賠償責任は突発的な環境損害を担保することができる所以あるから、企業として、突発的な環境損害に関しては一般的な賠償責任保険に加入することにより補償される。Table.2で一般的な賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険）と環境汚染賠償責任保険との比較をしている。結局、環境保険に加入する企業は、逆選択の可能性の高い企業となる可能性が高い。そのことが保険会社の引き受けに消極的な面を醸し出しているといえるのである。

Table.2. 一般的な賠償責任保険と環境汚染賠償責任保険との比較 (The comparison of a general liability insurance and an environmental impairment liability insurance)

保険の種類	担保内容	メリットとデメリット
一般的な賠償責任保険	偶然で突発的な環境損害	保険会社は、アスベストは不担保、環境に良質な企業は、リスクマネジメントとなる
環境汚染賠償責任保険	非突発的かつ漸進的な環境損害	保険会社にとっては逆選択の可能性、環境に劣悪な企業は引き受けしてもらえることが信用

出所：各種資料により筆者作成

4. 聞き取り調査の結果

4.1. 環境保険の販売状況

先述したように、筆者は、加害者が加入する保険を狭義の環境保険と名づけることにする。これが元来の環境保険と呼ばれるものである。保険の種類としては、①環境汚染賠償責任保険、

②土壤汚染浄化費用保険、③医療廃棄物排出者責任保険、④産業廃棄物排出者責任保険などがあげられる。Table.3からTable.8は、環境問題に関する直接的な保険販売状況と環境問題に関する間接的に環境保全活動などを支援する保険、および金融サービス関係の販売状況を示している。次にこれらの環境保険に関して簡単に内容の説明を加えていく。

4.1.1. 環境汚染賠償責任保険

元祖環境保険と呼ばれるものである。1992年にAIU社、日本火災社(現日本興亜社)、安田火災社(現損害保険ジャパン社)により共同開発された。その後、商品が、各社にオープンにされたので現在は、ほとんどの会社で販売できることになっている。一般の賠償責任保険では対象にならない環境汚染に起因する賠償責任および汚染浄化費用について補償する保険である。環境保険は、従来、環境汚染賠償責任保険のことを意味していた。環境汚染賠償責任保険は、元祖環境保険であり、環境問題に対して代表的な保険である。

環境汚染賠償責任保険で補償されるのは、環境リスクの中でも、被害者への損害賠償金、法令に基づく汚染浄化費用、損害防止軽減費用、請求権保全費用、争訟費用、保険会社への協力費用であり、イメージダウンなどによる費用は補償されないのである。全てのリスクを保険で引き受けることはできないのである。

環境汚染賠償責任保険と一般の賠償責任保険関係に関しては、先述の表2に表示している。現在は、損害保険会社が環境問題に積極的に取り組み、各社、独自商品として環境保険の新商品を開発、発売しているので、環境保険は、ここではより広義の意味に用いる。環境問題に貢献、寄与する商品と定義し、環境汚染賠償責任保険のみを意味するものではなくなってきてている。それでは、先ず、元祖環境保険について考察し、順次、他の環境保険も紹介、考察する。各損害保険会社は、時代の変化に応じて環境問題の解決に資するさまざまな環境関連の商品およびサービスを提供しており、その主なものは、次の通りである。

4.1.2. 土壤汚染保険

各社商品名が少し違っている。土壤汚染保険、コストキャップ保険で成り立っている。我が国における環境汚染賠償責任保険は、これまで土壤・地下水汚染に限っていえば、強制的な浄化義務を課す法制度が未整備なこと、情報公開があまり行われておらず実態把握が難しいことなどを背景に、ニーズが少ないうえに、アンダーラインの設定が難しいためにほとんど市場は存在しなかった。しかし、土壤汚染リスクに対する認識の高まりや2003年2月の「土壤汚染対策法」施行、また廃棄物処理についても法改正により、汚染が発覚した場合、排出者にも責任が課されることになったことで、環境汚染賠償責任保険が求められる条件はそろいつつある。

1992年より、我が国でもAIU保険会社によりいち早く「環境汚染賠償責任保険(EIL保険)」が発売されており、環境汚染に起因する賠償責任および汚染浄化費用を補償して、漸進的な汚

染を担保することが可能となっている。AIUの環境汚染賠償責任保険は、業種や企業規模に関係なく環境汚染のリスクがある事業所すべてを対象としたもので、①第三者である被害者に対する身体障害、財物損壊などの損害賠償金、②行政命令にもとづく汚染浄化費用または、環境汚染により飲料水として井戸水が使用できないなどの、損壊とともになわない他人の財物の使用不能損害、③訴訟、仲裁、和解または調停について保険会社の書面による同意を得て、支出した弁護士費用などの争訟費用などを保険対象としたもの、最大100億円を保証する。土壤汚染リスク向け環境汚染賠償責任保険の我が国でのマーケットはまだ離陸段階にある。AIUの環境汚染賠償責任保険は、「土壤汚染対策法」の施行により引き合いは急増しているものの、件数では、全体でまだ100件にも満たないのが現状である。「スーパーファンド法」と我が国の「土壤汚染対策法」との対象範囲、強制力の違い、さらに問題なことは、我が国ではまだ環境への取り組みをリスク管理、リスク戦略として位置づけていないところが大きな差となっており、本格的な市場の発展はもう少し先になりそうである。ところで、企業再編のための遊休不動産の売却やM&A（合併および買収）に際し、土壤汚染リスクの顕在化のおそれが工場跡地などの大規模不動産買収などの不動産取引の障害になる。そのため、契約対象資産の事前調査（Due Diligence）を行った上で、売買などの取引契約上、表明保証（Representations & Warranties）条項を設け、取引完了後補償期間中に判明した追加費用について売り手が補償することが普及しつつある。表明保証条項により汚染が拡大した時に負担する追加費用を補償するものとして、「土壤汚染浄化費用保険」が2001年より三井住友海上社から販売されている。

本保険では、土壤汚染に関する事前調査を行った不動産について、表明保証条項に規定する補償期間中に偶然に汚染が拡大していることまたは汚染が拡大しているおそれが判明したことを事故とする。表明保証条項に基づく事故が発生したことが判明した場合に、A. 汚染浄化費用、B. 汚染確認費用・コンサルティング費用支出に対して保険金が支払われる。

また、「コストキャップ保険」は、予め見積もった浄化費用が新たな汚染の発見などにより超過してしまった場合にその超過部分を保証する保険であり、土壤汚染リスク低減の専門事業会社と提携して、損保ジャパン社が販売している。なお、漸進的な汚染は保険引き受け時点での汚染状況がどの程度かによって損害の程度が変わるため、物質の使用状況や土地の汚染度合いなどについて書類審査に加えて、通常実地調査が行われ、事前に十分な土壤調査が必要とされている。

4.1.3. 医療廃棄物排出者責任保険

2001年4月1日に廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が改正され、廃棄物を排出した事業者（以下「排出者」という）の責任が強化され、不法投棄における排出者責任も強化された。

本保険は、病院・診療所等の医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法にも

とづく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用、投棄廃棄物により生じた健康被害などの賠償責任を補償するものであり、損保ジャパン社により販売されている。初年度に620件、2002年度に970件と好調な売れ行きをみせている。

4.1.4. 産業廃棄物排出者責任保険

損保ジャパン社は廃棄物処理法の改正により強化された不法投棄における排出者責任を補償する産業廃棄物排出者責任保険を販売している。この保険では、廃棄物処理業者に処理委託した廃棄物が不法投棄され、措置命令を受けた場合に、投棄廃棄物除去費用、土壌浄化費用および健康被害に対する賠償責任を補償する。また、GPS（全地球測位システム）を活用した不法投棄監視システム導入を条件に不法投棄に対する防止の仕組みづくりを踏まえた総合的なソリューションを提供することが可能となった。

4.2. 損害保険各社の環境データ調査

主要な会社9社の調査から、環境問題に力を入れているA社、B社、C社の調査結果を考察する。

4.2.1. A社の環境問題に関する直接的な保険販売状況

環境問題に関する直接的な保険販売状況で考察する。環境方針を一番目に掲げた保険会社として本業での取り組みの結果、多様な保険・金融商品の開発やサービスの提供を行っている(Table.3.)。環境問題においては、損害保険業界では特に力を入れている会社である。そのため、環境保険の筆者の調査に協力的である。2000年以降主な商品（平成19年3月末）保険金額や保険料は環境監査の結果により様々であり、保険金額は無制限というものがあり、保険金額（補償金額）は算出することができない。

現在までの支払保険金はないようである。環境汚染賠償責任保険を1992年に最初に共同発売した会社であり、環境問題に熱心な会社と認識していただけに、もっと販売されていると解釈していたが意外な結果に終わった。(2) 土壌汚染保険、(4) 産業廃棄物排出者責任保険、(5) SS漏油保険などは、今後に期待される商品といえるであろう。(3) 医療廃棄物排出者責任保険は、件数的に、非常に多く販売されていることは特筆される。

Table.3. A社の環境問題に関する直接的な保険と販売状況。A direct insurance and sales situation with A non-life company's environmental issue.

保険の種類	件数	保険料
(1) 環境汚染賠償責任保険	1件	70百万円
(2) 土壌汚染保険	2件	2百万円
(3) 医療廃棄物排出者責任保険	557件	85百万円
(4) 産業廃棄物排出者責任保険	1件	2百万円
(5) SS漏油保険	4件	94百万円

出所：各社資料により筆者作成（平成19年3月末現在）

次に、環境問題に関する間接的な環境保全活動などを支援する保険、金融サービス関係の販売状況について考察する。低公害車割引とは、ほとんど損害保険会社全社で実施している（Table. 4）。環境に配慮した自動車（エコカー）の普及支援を目的に、低公害車（ハイブリッド車、電気自動車、メタノール車、天然ガス車）や低燃費自動車および低排出ガス自動車の自動車保険料に1.5%の割引を適用している。また大手損害保険会社ほど割引率は低い。投資信託もエコファンドとして2種類発売している（Table. 4）。環境問題の解決に積極的に取り組む企業の株式購入を通じて持続可能な社会の実現を支援しようとする投資信託商品である。その他リサイクル部品の活用（使用済み自動車から取り外した再使用可能な中古部品などのリサイクル部品の利用促進）、対物全損時修理差額費用担保特約（自動車対物事故の際、相手方の自動車の修理費がその車の時価額を上回る場合には、超過分の修理費に対しては法律上の賠償責任が発生せず、対物賠償責任保険の支払い対象とはならない。本特約は、この時価額超過分の車両修理費をカバーすることで、廃車処理にせず、自動車修理を促進する特約である）なども実績がある。2003年には「社会・環境レポート」として刊行していたが、2004年にB社とともに時を同じくして、CSR報告書「CSRコミュニケーションレポート」を刊行した。その他、環境情報誌などを発行している。

Table.4. 環境保全活動などを支援するA社の金融サービスの件数と総資産総額。The number of cases of A non-life company's financing service supporting the environmental conservation activities and the amount of collective assets.

種類	件数、総資産額	基準日
(1) 保険関係 低公害車割引	4,773万台	（平成19年3月末現在）
(2) 投資信託①	22,000万円	（平成19年4月27日現在）
投資信託②	1,700万円	（平成19年4月27日現在）

出所：各社資料により筆者作成

4.2.2. B社の環境問題に関する直接的な保険と販売状況

環境問題では順位をつければ損害保険業界2位に位置している会社である。A社とともに筆者の研究調査に対して協力的な会社である。ただし、A社同様、保険金額は社外極秘であり、保険金支払いはないようである。保険金額に関しては、(1) 環境汚染賠償責任保険に関しては、億単位であり、(2) 土壌汚染浄化費用保険に関しては、千万単位であり、(3) 廃棄物事業者環境汚染賠償責任保険に関しては、億単位の引き受けとなっている(Table.5)。やはり、環境汚染賠償責任保険は莫大な補償を引き受けすることのできる保険の典型的なものと考察することができる。B社は、1992年発売では後塵を拝したが、環境汚染賠償責任保険では5件を販売している。グループ会社に販売しているものと推察できる。

Table.5. B社の環境問題に関する直接的な保険と販売状況。A direct insurance and sales situation with B non-life company's environmental issue.

保険の種類	件数	保険料
(1) 環境汚染賠償責任保険	5 件	23百万円
(2) 土壌汚染浄化費用保険	1 件	9百万円
(3) 廃棄物事業者環境汚染賠償責任保険	4 件	10百万円

出所：各社資料により筆者作成（平成19年3月末現在）

次に、環境保険に関する間接的に環境保全活動などを支援する保険、および金融サービス関係の販売状況の低公害車割引は大手損害保険会社であるので、A社同様1.5%である。投資信託としては、環境問題への取り組みに優れた企業を選別して投資する環境配慮型投資信託商品を販売している(Table.6)。企業の環境問題への取り組み状況の評価においては、地球温暖化防止への取り組みにも焦点をあてた調査を行っている。またTable.5に示しているように、その他の金融サービスとして、以下のローンを提供している(Table.6)。環境配慮型活動を側面から支援するため、個人向けには、①「エコカーローン」および太陽光発電装置などの購入のために、②「ソーラーローン」を提供している。法人向けには、クリーンエネルギー事業など環境配慮型の事業に対して、風力発電プロジェクト融資を実行したほか、「天候デリバティブ」を活用した事業の安定化への提案を行っている。ソーラーローンは、9,425件と多く、環境配慮行動を通して個人客への浸透を図っているといえよう。その他リサイクル部品の活用、対物全損時修理差額費用担保特約をA社同様、実施し、「エコ車検・エコ整備」普及推進などで車両の運行にともなう環境負荷を低減する取り組みを実施している。A社同様、2004年に時を同じくして、CSRの報告書「CSR Report」を刊行した。その他、環境情報誌などを発行している。

Table.6. 環境保全活動などを支援するB社の金融サービスの件数と総資産額。The number of cases of B non-life company's financing service supporting the environmental conservation activities and the amount of collective assets.

種類	件数	保険料、融資実行額、総資産額
(1) 保険関係 低公害車割引	4百万台	4,184百万台
(2) 投資信託		1,282百万円
(3) ローン融資①エコカーローン	9件	12百万円
(3) ローン融資②ソーラーローン	9,425件	30,232百万円

出所：各社資料により筆者作成（平成19年3月末現在）

4.2.3. C社の環境問題に関する直接的な保険販売状況

我が国における最大手損害保険会社といってよい会社で、損害保険会社の代表である（Table.7）。（1）環境汚染賠償責任保険と（2）土壤汚染賠償責任保険を合計して件数20件、合計保険料30百万円と最大手社ではあるが意外と少ない。保険金額や保険料は、環境サーベイの結果により様々である。社外秘である部分が多いが、我が国における損害保険会社の環境保険に関する実態を明確に映し出したものといえよう。

Table.7. C社の環境問題に関する直接的な保険と販売状況。A direct insurance and sales situation with C non-life company's environmental issue.

保険の種類	件数	保険料、総資産額
(1)環境汚染賠償責任保険	(1)、(2) 合計件数20件	(1)、(2) 合計件数30百万円
(2)土壤汚染賠償責任保険		

出所：各社資料により筆者作成（平成19年3月末現在）

環境問題に関する間接的に環境保全活動などを支援する保険、および金融サービス関係の販売状況について考察する。低公害車割引は、1.5%である。全自動車の4割強まで割引対象が拡大している（Table.8）。本業を通じた低公害車の普及推進および自動車修理時の環境配慮はA社、B社と同様である。エコ対策費用付きの火災保険を販売している。54,000件と多くなっている。エコ対策費用とは、事故に伴って生じた次の費用（①環境に適合する工法または工事用材料に改良して復旧する場合の追加費用、②事故にともない環境汚染が発生した場合の調査費用、③残存物の再利用に必要なクリーニング、加工費用）のことである（Table.8）。①、②、③の費用を保険金として支払う。2004年までは「環境報告書」であり、2005年から「C社グループのCSR報告書」として刊行されている。その他、環境情報誌などを発行している。

Table.8. 環境保全活動などを支援するC社の金融サービスの件数と総資産額。The number of cases of C non-life company's financing service supporting the environmental conservation activities and the amount of collective assets.

種類	件数	保険料、総資産額
(1) 保険関係 ①低公害車割引	5,43百万	5,000百万円
(2) 保険関係 ②エコ火災保険	54,000	

出所：各社資料により筆者作成（平成19年3月末現在）

5. 聞き取り調査による分析

以上、日本損害保険協会による調査と損害保険会社各社による聞き取り調査を実施してきた。ここに聞き取り調査による結果を分析しましてみたい。先ず、保険を販売する観点からみると、医療廃棄物排出者責任保険が首尾よく販売されている。病院、診療所の規模にもよるが、年間保険料数万から十数万円で、最大5000万円～3億円を補償するという、加入のしやすさが好調の要因の一つである。また、医療廃棄物は十数年前から不法投棄が社会問題としてクローズアップされ続けてきたことで、不法投棄リスクが浸透していることも大きな理由であろう。ただし、こちらは不法投棄による場合が免責となっていることもあり、排出事業者が相当の注意を払っていれば、保険事故発生にともなって賠償責任が発生するリスクが低いといえるので、通常の施設賠償責任保険に関するものに比べると高い販売実績を残しているといえる。低公害車割引は各社ともおおむねデータを把握しているが、一部データを把握できていない会社がある。新車のほとんどが低公害車であることを勘案すれば、もはや各社の競争戦略とはいえなくなっている。大手損害保険会社は、現在売り出されている新車がすべてといってよいほど低公害車であることから2008年10月頃より、経営戦略として低公害車割引を順次、廃止している。大手損害保険会社ほど割引率は低かった。小規模会社または後発会社は、少しでも、割引率を高くして顧客として取り込もうとしている。

最初は、3社から発売された環境汚染賠償責任保険であるが、その後、各社にオープンにされて一時は10社以上におよぶ損害保険会社から環境汚染賠償責任保険が発売され、環境保険市場が賑わっているように一見して感じられるが、実際には、保険契約締結にあたって、事前の環境監査・審査が極めて厳しく、これまでのところ販売実績は非常に乏しいといわざるをえない。各社の販売実績は先述のようである。損害保険会社は、全社的に積極的に販売する意欲が果たして存在するのであろうか。環境保険の引き受けが、極端に少ないか、全く引き受けをしていない損害保険会社は、全く引き受けていないというのは問題なので、グループ会社で環境汚染を発生するリスクが非常に少ない優良企業の環境汚染賠償責任保険を帳尻合わせとして引き受けをしたようである。このような状況に鑑みて、規制手法としての保険の利用には、程遠

い状況といって過言ではない。

6. おわりに

損害保険各社、環境への対応は様々であるが全般的に、私企業での活動の場であり、今回、聞き取り調査で、入手したデータや情報は社外秘が多い。A社、B社などが進んでいる。A社が環境対応では進んでいる。社格にはほぼ合っている。保険金額や保険料は個別対応であるため、かなり相違がある。保険金額（補償金額）を教えると保険料率が出てくる。そのため保険金額は社外秘となっている模様である。保険金額は社外秘であるが環境保険の場合、莫大な金額を補償するため、単位は千万単位から億単位である。無制限というものもある。無制限というのがあるので、保険金額の平均を出すことができない。

保険金支払額はない。厳しい環境監査や個別対応の引き受け方法のため、引き受けは厳しく保険料は高いと考えられる。そのため、たとえば、損害額が1億円の範囲では、環境損害が何度も発生しても免責で、自己負担で、損害額が1億円を超えると保険金をすべて支払うというような方法も保険料を安くするために欧米では考慮されている。再保険の引き受け先が難しい。低公害車割引は各社ともデータを把握しているが新車のほとんどが低公害車であることを考えれば、もはや各社の戦略とはいえなくなってきた。いずれにしても、企業としても保険料として、割安なものは契約している。ターゲットは中小企業と考えられる。売上高5,000百万円の中小企業は15百万円から20百万円の損害保険料が支払える。そこに、環境リスクの大きな企業は、事前対策とし厳しい監査を受け、内部化、費用化し環境保険を利用、事中対策(原状回復)、事後対策として環境保険を利用する一方策が推進される。

保険金支払いがないというのは厳しい監査の結果で引き受けを厳しくしている現状からであると推測できるが、支払いがなくとも、いざという時は、環境保険で支払ってもらえることが契約側の企業にとっては大きな信用であり安心といえる。一方、損害保険会社にとっては、いざ、保険金支払いが起こるとなると損害保険会社での規制がさらに厳しくなることも予想される。D社では、産業廃棄物処理業者への販売実績もあり、今後さらなるノウハウの蓄積を経て、販売が拡大されるであろう。D社は、米国では、すでに環境汚染賠償責任保険の販売実績があるのであり、再保険市場も充実しているのであるから、我が国においても工夫次第で市場の活性化は可能となると考察することができる。

保険会社のアンケート調査は、日本損害保険協会で行われている調査を様々、紹介してきた。そのアンケート調査と筆者の聞き取り調査の結果を踏まえて、具体的に、筆者の調査・分析・研究に必要なデータは、予想以上に多くないのが現状である。少ないデータをいかに利用するかが問題である。上記のデータで、各社とも保険金額(補償金額)が具体的でない。当然、いくらのレートを使用するかは企業秘密といえるからである。環境保険のデータが少ないのである。

險の引き受けが少ないからデータがないのか。データが少ないと環境保険の引き受けが困難なのか。環境保険が、一般的な保険に比較して、データが出ないのは件数、保険料が少ないとにもよる。データの少なさが、環境保険引き受けに対して、より悪循環を生み出しているといって過言ではない。今後、積極的な販売実績を上げる時代が想定される。損害保険会社には、積極的なデータ開示が求められる。積極的なデータ開示が実践的に、環境保険を推進する原動力になると考察することができる。

謝 辞

本稿は、滋賀大学大学院でご指導頂いている環境保険に関する研究がベースになっている。日頃の親身なご指導に対して、ここに深甚なる感謝の意を表する次第である。研究例会におきましては、発表の機会を賜り、諸先生方には、多くの貴重なアドバイスを賜りました。紀要編集長をはじめ、関係諸先生方には、深甚なる感謝の意を表する次第である。

(2008年11月14日受稿、2008年12月20日掲載決定)

参考文献

- 1) 日本リスク研究学会編：『リスク学事典』、TBSブリタニカ、2000。
- 2) 庭田範秋監修：『新世紀の保険』、慶應義塾大学出版会、2002。